

乗馬の保険

GK ケガの保険（パーソナル生活補償保険）

おくびょう
臆病な馬は周囲の環境や騎乗者の行為等で思わず行動や急激な動きをして重篤な事故につながります。落馬や馬に蹴られたケガは骨折など大ケガになることもあります、手術を伴う長期の入院が心配ですね。

この乗馬の保険はケガによる入院を手厚く設計しました。また高額な乗馬服の破損・切損・汚損に備え携行品補償をセットしています。

乗馬中の他人への損害賠償も補償し、安心して外乗にも出られます。

乗馬ライフをエンジョイし、馬術競技への挑戦でもご活躍ください！



おすすめのポイント

憧れの乗馬。馬と心がつながったと感じ

た瞬間！乗馬の虜になりました。

常歩・速歩・駆歩やっぱり基本が大切。

風をきって駆ける爽快感に 心を奪われた日が懐かしい。

今の私は凛として騎乗するドレッサージュに夢中です。 貴婦人の乗馬

◇国内・国外を問わず事故によるケガを補償します。

乗馬中や日常生活中のケガを 24 時間補償します。

入院は事故の日から最長 180 日。

手術保険金は入院中に受けた手術は入院保険金日額の 10 倍、

入院中以外に受けた手術は 5 倍をお支払いします。

後遺障害保険金は重度の後遺障害にしぼり、

後遺障害 1 級から 7 級をお支払いします。

◇地震・津波・噴火（天災危険）によるケガも補償します。

通常のケガの補償は地震・津波・噴火によってケガをした場合は補償しません。この保険では地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償します。

◇乗馬服・ブーツ・ヘルメットなどの携行品を補償します。

乗馬中や日常生活中の携行品の破損や盗難等を 1 回の事故につき保険金額を限度に補償します。（損害の額は 1 個 1 組 10 万円、現金・乗車券は 1 回の事故に月 5 万円が限度となります。）<免責金額 3,000 円>

◇日常生活賠償特約で乗馬中や日常生活中の賠償事故に備えます。

乗馬中や日常生活中に、他人にケガを負わせてしまったり、他人の所有物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

◇申し込み手続はカンタン

健康状態に関する告知書のご記入の必要はなく、加入手続が簡単です。保険料は口座引落でのキャッシュレスで継続も自動更新で手続不要です。

お問い合わせ

いつも身近な代理店 (株)グッド保険サービス リテール係

代理店・報者

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-19-9-3F

TEL 0120-778-160 info@goodhoken.co.jp

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店 横浜第一支社

〒220-0011 横浜市神奈川区栄町 7-1 MYX ビル 4 階

TEL 045-461-3790 FAX 045-461-8277

乗馬の保険

GK ケガの保険（パーソナル生活補償保険）



ご契約期間（保険期間）1年 天災危険補償特約あり
食中毒補償特約（条件付死亡保障型）あり
熱中症危険補償特約（死亡保障対象外型）あり
入院保険金：支払対象期間・支払限度日数 180日
通院保険金：なし 令和4年7月1日以降始期

通院補償 なし タイプ		J 1	J 2	J 3	J 4
ご 契 約 基 本 補 償 金 額	傷害死亡・後遺障害保険金額	246万円	367万円	532.5万円	548.5万円
	傷害後遺障害保険金のお支払い額 (1級～7級限定)	傷害死亡・後遺障害 保険金額の100～42%	傷害死亡・後遺障害 保険金額の100～42%	傷害死亡・後遺障害 保険金額の100～42%	傷害死亡・後遺障害 保険金額の100～42%
	傷害入院保険金日額 (支払限度日数180日)	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円
	傷害手術保険金のお支払い額 (入院中の手術) (入院中以外の手術)	3万円 1.5万円	4万円 2万円	5万円 2.5万円	7万円 3.5万円
	傷害通院保険金日額	**	**	**	**
	日常生活賠償保険金額 (免責金額0円) (国内示談交渉サービス付)	3億円	3億円	3億円	3億円
	携行品保険金額（新価保険特約） (免責金額:1事故につき3,000円)	10万円	10万円	20万円	20万円
年払保険料		8,000円	10,000円	13,000円	15,000円

(注)事故によるケガの治療のため公的医療保険制度の給付対象である手術(一部対象外の手術があります)等を受けた場合、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外に受けた手術は傷害入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

この乗馬の保険は、保険開始日時点の年令が満69才以下の方が加入できます。

ご加入の際は同封のGK ケガの保険パンフレットおよび「重要事項のご説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をよくご確認いただき、不明な点はご遠慮なくお問い合わせのうえ、ご加入ください。

(令和4年7月1日以降始期)

ご契約期間（保険期間）1年 天災危険補償特約あり
食中毒補償特約（条件付死亡補償型）あり
熱中症危険補償特約（死亡補償対象外型）あり
入院保険金：支払対象期間・支払限度日数 180日
通院保険金：支払対象期間 180日・支払限度日数 30日

〈2年目以降のご契約について〉

乗馬の保険にはすべて「自動継続特約」がセットされています。引受保険会社または保険契約者から満期日の属する月の前月10日までに別段の意思表示がない場合、満期後も同一の内容（注）で自動的に継続します。また、ご契約初年度に告知・同意した内容は、継続契約においても引き継がれます。なお、継続契約の始期日時点の被保険者ご本人の年令が指定された年令（指定がない場合は満70才）の場合は自動継続を行わず、別途、ご契約の案内を行います。

(注) 同一の内容とは、保険契約者、被保険者、保険期間、引受条件（保険金額等）、保険料の払込方法、補償内容が同一の場合をいいます。ただし、保険料は継続契約の始期日における料率により計算した額となりますので、継続前の契約と異なる場合があります。

* 保険金請求事故が多発した場合などについては、継続を中止することがあります。





お支払する保険金と特約

詳しい補償内容につきましては、GK ケガの保険パンフレットをご確認ください



傷害死亡保険金

事故の発生から 180 日以内に死亡したとき



傷害後遺障害保険金

事故の発生から 180 日以内に、約款所定の後遺障害等級第 1 級～第 7 級の保険金支払割合を適用すべき後遺障害が生じたとき



傷害入院保険金

事故の発生から 180 日以内に入院したとき



傷害手術保険金

保険期間中の事故によるケガの治療のため、入院保険金の支払対象期間（180 日）中に手術を受けられたとき



傷害通院保険金

事故の発生から 180 日以内に通院したとき※実際に通院した日のみが補償対象となります



日常生活賠償特約

保険金をお支払いする場合

●保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

●日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

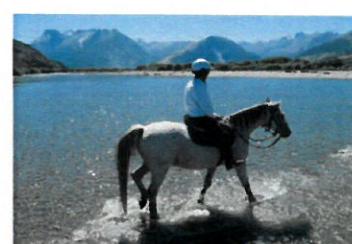
ア. 被保険者本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(*1)電車等とは、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

(*2)運行不能とは、正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。

(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。





携行品損害補償特約（1 事故限度額型）

●新価保険特約（携行品損害補償特約用）が自動セットされます

保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（＊1）に損害が発生した場合

（＊1）携行品とは、被保険者が住宅（敷地を含みます）外において携行している被保険者所有の身の回り品＊2をいいます。ただし、以下の 補償対象外となる主な携行品を除きます。

（＊2）身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。

補償対象外となる主な携行品

●船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機およびこれらの付属品 ●自動車（自動二輪車等を含みます）およびその付属品（自動車用電子式航法装置、ETC車載器等を含みます） ●原動機付自転車およびその付属品 ●自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ●無人機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ●動物および植物等の生物 ●株券、手形その他の有価証券（乗車券、定期券、通貨および小切手を含みません）、印紙、切手、預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物 ●運転免許証、パスポート、帳簿、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ●漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます） ●プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの など。

熱中症危険補償特約（死亡補償対象外型）

急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。

食中毒補償特約（条件付死亡補償型）

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても、傷害保険金をお支払いします。





保険金支払いの流れ

事故発生

事故のご連絡

弊社または保険会社・事故受付センターで事故のご連絡を受け付けます。

弊社事故受付

0120-77-8160

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189

お客さまへのご連絡

事故の状況や損害の程度の確認をいたします。

お支払対象となる保険金の種類や範囲、必要書類についてご説明いたします。

必要書類のご作成・ご提出

保険金請求書等、必要書類一式を作成いただき、ご提出ください。

お支払金額の決定

お客様に手配いただいた修理見積書・写真等や事故状況・調査結果を確認し、
ご契約内容にしたがって、お支払金額を決定します。

保険金のお支払い

*このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、弊社までお問合せください。

*万一事故が発生した場合は、弊社または引受保険会社までご連絡をください。ご連絡がないと、
それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

用品・携行品損害保険金のご請求に必要な書類

下欄に○印がついている書類をご提出ください。なお、下記以外の書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社または代理店にお問い合わせください。

【ご注意】1. ☆印はこの「保険金請求のご案内」に入っている用紙です。

2. ★印は弊社所定の用紙がありますので、必要な場合はお申出ください。

3. 盗難事故の場合には警察への届出が必要です。盗まれた保険の対象が小切手の場合には振出人および支払金融機関への届出が、乗車券・宿泊券等の場合には該当運輸機関、宿泊施設または発行者への届出が必要です。

なお、紛失・置き忘れは、お支払いの対象となりませんのでご了承ください。

4. 小切手の盗難事故の場合、振出証明・公示催告申立書等、別途必要な書類をご案内いたします。

事故の内容 必 要 書 類	盜 難	そ の 他	ご 説 明
------------------	--------	-------------	-------

1. 主にお客さまの保険金のご請求意思およびお支払い手続の確認のための書類

① 保険金請求書	☆	○	保険金ご請求の意思と保険金お振込先、事故内容、損害品の内容・損害状況等の確認のためにご提出ください。 盗難事故において、届出警察署より発行された④「盗難届出証明書」をご提出いただく場合は「届出警察」欄のご記入は省略することができます。 必ずご署名またはご記名、ご押印および他の保険契約の有無等についてのご記入をお願いいたします。
② 委任状	★	○	保険金のご請求を第三者に委任される場合にご提出ください。

2. 主に事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認する書類

③ 事故証明書	☆	○	ゴルファー保険、テニス保険の用品損害のご請求の場合、事故が発生したことの証明のためにご提出ください。 事故証明は施設所定の事故証明書で代用することができます。 この「事故証明書」の「事故状況報告書」にご記入のうえ、ご提出される場合は、①「保険金請求書」の「事故内容」「損害品」欄への記入を省略できます。
④ 盗難届出証明書 / 受理番号		○	盗難の事実確認のためにご提出ください。 警察署で発行されます。 ○「保険金請求書」(または③「事故証明書」の「事故状況報告書」)の「届出警察」欄に届出警察署、届出日、届出人、受理番号等をご記入いただく場合は、ご提出を省略することができます。

3. 主に保険の対象の価額、損害の額または費用の額および保険の対象であること等を確認する書類

⑤ 損害品明細書	☆	○	被害物件が複数の場合で①「保険金請求書」の「損害品」欄では足りない場合に、損害品の内容確認のためにご提出ください。
⑥ 修理見積書、修理費用領収書		○	損害の額・費用の額等の確認のために、修理内容・金額の確認できるものの本紙をご提出ください。 修理が不可能(全損)の場合、修理業者の発行する修理不能を証明する書類を提出していただくことがあります。
⑦ 写真または損害品		○	事故状況・原因・損害または費用の額および保険の対象の価額を確認するためにご提出ください。 保険金のご請求額が3万円以下で損害品を修理する場合は、写真の代わりに損害品のスケッチでも結構です。⑤「損害品明細書」の「スケッチ」欄に記入してください。 なお、修理が不可能(全損)の場合は損害品を提出していただくことがあります。
⑧ 乗車券等の事故後の購入費用の領収書		○	乗車券等の盗難が保険金お支払いの対象となっている場合、当該乗車券等の範囲内で、事故の後に被保険者が支出された費用の確認のため、事故後の購入費用の領収書をご提出ください。
⑨ 被保険者が負担した費用等の額を示す書類		○	修理費の他に、損害防止・権利保全等の費用をご請求される場合には、その金額や内容の確認のためにご提出ください。ご請求の内容・料金等の確認できる明細書等をあわせてご提出ください。

4. その他保険金の請求に必要な書類

⑩ 権利移転証(兼)念書	★	○	第三者の加害行為による損害または盗難による損害の場合、保険金のご支払いにより第三者等に対する権利が弊社に移転しますので、損害賠償請求権の移転および盗難の処理に関する確認のために、弊社から提出をお願いした場合にご提出ください。
⑪ (調査に関する)同意書	★	○	弊社が事故内容または損害内容の調査を行うために情報取得先から情報または資料を入手するために本書面が必要となる場合に、被保険者のご同意を確認するための書類としてご提出ください。
⑫ 他から支払われる賠償金等の額が確認できる書類		○	第二者の加害行為による損害で加害者から損害賠償金が支払われる場合または他の保険会社等から保険金が支払われる場合、それらの額および内容(内訳)を確認できる書類をご提出ください。





ご加入手続のご案内

この度は、乗馬の保険のお問い合わせをいただきまして誠にありがとうございます。

つきましてはパンフレットならびにお手続書類をお送りいたしますので、商品パンフレットの内容をご検討の上、ご加入くださいますようお願い申し上げます。またご不明な点がございましたらお気軽にフリーコールまでお問い合わせください。

お申込み手続きについて

- ① 保険申込書は契約内容をご確認のうえ、すべてのチェック欄の「はい」にチェック **し**をし、契約者氏名欄にフルネームでご署名ください。
10年間（最長69才まで）自動継続になります。
- ② 契約時に必要な保険料は、口座振替による銀行引落し（キャッシュレス）でのお手続きとなります。保険料のお引落しは、保険開始月の翌月の26日です。
預金口座振替申込書をご記入いただき、**口座印を捺印**のうえ必ずご返送ください。
口座がサイン登録の方はお届けサインをしてください。

③ ご返送いただく書類

1. 契約申込書（チェックとご署名済み）
 2. 損害保険料預金口座振替依頼書（口座内容記入と口座印の捺印済み）
- 以上**1と2を返信用封筒にてご返送ください**（お客様控は必ず保管ください）。

※料金後納郵便のため、通常郵便より返信に日数がかかりますので、お早めにご投函を
お願いします。

書類に不備がございましたら弊社からご連絡させていただきますので、日中ご連絡が取れる電話番号をご記入ください。ご連絡が取れない場合はメールをお送りいたしますのでご確認ください。

最後に、ご契約にあたり必ず重要事項説明をお読みいただき、ご契約お手続をお願いいたします。

このチラシはGKケガの保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずGKケガの保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、当社または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては当社または引受保険会社にお問い合わせください。



株式会社グッド保険サービス www.goodhoken.co.jp

TEL 0120-77-8160 (無料) FAX 03-3401-9010

受付時間：平日9：30～17：30（土日、祝日等を除きます）

B21-100444 2022年6月